

酒 類 販 売 業 免 許 申 請 書 (e-2) チェック表
(期限付酒類小売業免許届出書)

《販売業免許申請書次葉及び添付書類》

記載事項	確認事項	備考	確認
販売業免許申請書次葉1 (販売場の敷地の状況)	建物の全体図に、申請販売場の位置が明示されているか	注1	
販売業免許申請書次葉2 (建物等の配置図)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請販売場と一体として機能する倉庫等は明示されているか ・ 酒類の標識の掲示、陳列場所における表示は明示されているか 		
販売業免許申請書次葉6 (「酒類の販売管理の方法」に関する取組計画書)	酒類販売管理者の選任予定者の氏名及び年齢等が記載されているか		
契約書等の写し	使用(営業)の許可書の写し、申請販売場の賃貸借契約書の写し、その他土地、建物、設備等が自己の所有に属しない場合で、確実に使用できることが認められる書類	注1	
その他参考となるべき書類	販売場を設置しようとする場所及びその催物についての説明書(催物のパンフレット等)	注2 注3	
免許申請書チェック表	<ul style="list-style-type: none"> ・ 確認欄に○印を付して確認しているか ・ 省略した書類について斜線を引いているか 		

※ 「確認」欄には、作成した添付書類について、それぞれの確認事項及び添付を確認し、○印(提出しなくても良いもの又は該当がないものについては、確認欄に斜線を引いてください。)を記載してください。

- (注) 1 「販売場を設置しようとする場所及びその催物についての説明書」で販売場の設置場所が特定できる場合は、添付を省略することができる。
- 2 「販売場を設置しようとする場所及びその催物についての説明書」については、同一会計年度における当初の申請書等には必ず添付することとし、その後の届出に当たっては、添付した書類の内容に変更がない場合に限り、添付を省略することができる。
- 3 本表に掲げる書類のほか、税務署長が審査段階で必要と認めた書類については、別途提出を求める場合がある。